

西宮市介護保険事業計画に基づく公募実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市介護保険事業計画（以下「計画」という。）に基づき公募を行う上で、必要な項目及び基準を定め公平性を保つことにより、計画の円滑な推進を図ることを目的とする。

(公募を実施する事業)

第2条 市長は、次に掲げる計画上整備数を定める介護サービスについて、公平性を期すために開設予定事業所の公募を実施する。

- (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム。地域密着型を含む。）
- (2) 特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。）
- (3) 認知症対応型共同生活介護

(募集要項等の作成、公開)

第3条 市長は、募集要項、計画書等の書式及び採点基準となる評価表等を公募の度に定め、ホームページで公開するものとする。

(募集要項の内容)

第4条 募集要項には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 床数、開設時期等の募集内容
- (2) 応募資格
- (3) 応募要件
- (4) 応募方法及び応募期限
- (5) 審査及び選考に関する事項
- (6) 公募及び採択のスケジュール
- (7) 問合せ先等
- (8) その他市長が必要と認める事項

(応募資格の制限)

第5条 市長は、公募の実施にあたって、別表の左欄のいずれかに該当する法人（その役員が別の法人の役員を兼務等している場合の当該別の法人を含む。）については、同表右欄に掲げる期間、その応募資格を認めないものとする。

(公募結果について)

第6条 市長は、公募の結果について、採択した法人及び予定されている事業所にかかる情報をホームページ上で公開するものとする。

付 則

この要綱は令和2年9月24日から実施する。

別表

項目	期間
法人代表者及び役員（以下「代表者等」という。）が介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第2項各号、第78条の2第4項各号及び第86条第2項各号又は第115条の2第2項各号及び第115条の12第2項各号のいずれかに該当する法人	当該該当している状況がやむまで
代表者等が、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する法人	
社会的信用を失墜する行為を行った法人	当該行為等があったと市長が認定した日の属する計画期間及び次期計画期間
本市に対して不当な要求等を行った法人	
計画に基づく公募について採択されたにもかかわらず、期限内に事業を開始できない等円滑な計画の推進に支障をきたす行為を行った法人	
計画に基づく公募について採択された法人であって、当該採択された事業において、募集要項に違反したもの	